

子どもを性犯罪から保護する義務の不履行

2021年7月5日から、新しい法律により、組織・機関の環境において子どもを性犯罪から保護することを怠るのは、犯罪になります。

この法律においては、子どもとは16歳未満の者、または18歳未満で心に障害がある者を指します。

子どもに対する性犯罪

子どもに対する性犯罪 [child sexual offence] とは、子どもを狙った性的な性質の犯罪であり、つぎのようなものが含まれます：

- 子どもをわいせつに扱ったり、子どもとわいせつに接すること
- 子どもとの性交
- 強姦
- 近親相姦
- 子ども（または子どもの親もしくはケア提供者）へのグルーミング
- 子どもを搾取するような記録物等の作成
- 子どもとの性的関係の維持

子どもを対象とした性犯罪についての詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

保護義務の不履行

新しい法律のもとでは、子どもを性犯罪者から保護するための措置を怠ることは、犯罪となります。

この法律では、組織・機関で権限や責任を有する者が、組織・機関と関係のある成人による子どもに対する性犯罪の既知のリスクを軽減または除外することを義務付けています。

保護義務の不履行の刑法違反は、18歳以上で子どもの世話や監督、管理をしている組織・機関と関係のある者がつぎのような状況にあるときに適用されます：

- 組織・機関と関係のある自分以外の成人（または[規制されたボランティア](#)である自分以外の成人）が子ども（ひとりもしくはは

複数）に対して性犯罪を犯す重大なリスクがあることを把握している場合

- そのリスクを軽減または除外する権限または責任を有している場合
- 故意または過失でそのリスクの軽減もしくは除外を怠った場合

リスクの軽減または除外

どのようにすればリスクを軽減または除外できるのかは、状況により異なります。不要に高価であったり不要なまでにリスク回避的な行動を採用するほどの取り組みを、自らに強いるべきではありません。

組織・機関と関係のある者

この法律においては、組織・機関 [institution] とは、個人以外の団体で、つぎのいずれかに該当するものを指します：

- 子ども向けのサービスを提供している
- その団体のもとで世話や監督、管理される子どものために施設を運営している（またはそのような子どもとの活動に携わっている）

この中には、以下のような政府系・非政府系の団体が含まれます：

- 学校
- 宗教団体
- 病院
- 保育センター [Child-Care Centre]
- 認可を受けた入居型施設 [Licensed Residential Facilities]
- スポーツクラブ
- 青少年団体

成人はつぎのいずれかが該当する場合、その組織・機関と関係があることとなります：

- その組織・機関を所有している（または組織・機関の運営・管理に関わっている）
- その組織・機関に雇用されている、または従事している



- その組織・機関のためにボランティアをしている
- その組織・機関における活動のうち、[ブルー・カード](#)が求められる（つまり [2000年制定 こどもと接する作業・仕事（リスクマネジメントおよびスクリーニング）法](#) [[Working with Children \(Risk Management and Screening\) Act 2000](#)]に基づく認可が必要な）ものに従事している
- その組織・機関のもとで世話や監督、管理されているこどもにサービスを提供している

こどもが組織・機関のもとで世話や監督、管理されている状態にある例としては、つぎのようなものが含まれます：

- スポーツ・クラブに加入している
- 入居型施設に住んでいる
- 青少年団体からサービスを受けている

規制されたボランティア

[規制されたボランティア \[regulated volunteer\]](#)とは、自宅でこどもの世話をする特定の人の家に住み込んでいる、もしくはその家で長時間過ごす成人で、[2000年制定 こどもと接する作業・仕事（リスクマネジメントおよびスクリーニング）法](#)に基づきブルー・カードが必要な者を指します。

規制されたボランティアには、以下の施設やサービスにおいて、その家にいるすべての成人が含まれます：

- ファミリー・デイケア（少数幼児ケアサービス）提供住宅 [family day care residences]
- ホームステイ提供者
- 住宅を拠点とする非認可の独立型幼児・児童ケアサービス [home-based stand-alone care services]
- 里親・親族のケア提供者

宗教上の告白・懺悔

こどもに対する性犯罪の重大なリスクについて、宗教上の告白・懺悔の最中または告白・懺悔に関連して把握した場合でも、違いはありません—この法律とそこに定められた刑法違反は、そのような場合でも適用されます。

刑罰

こどもを性犯罪から保護する義務を怠った場合に科される最高刑は、禁固5年です。

立ち向かうべき行動

[組織・機関におけるこどもの性的虐待への対応に関する王立調査委員会 \[Royal Commission into Institutional Responses to Child Sexual Abuse\]](#)では、こどもの性的虐待からの保護について、重大な怠慢や不履行が明らかにされました。調査委員会で特定された怠慢・不履行には、つぎのようなものがありました：

- こどもに対する性犯罪についての懸念が挙げられた後も、成人がそのこどもに関わる作業・仕事を続けることを認めた
- 疑いをかけられた成人が別のこどもに関わる作業・仕事を継続することを認めた
- 加害の疑いをかけられた者を、同一組織が運営・管理する別の学校や拠点、敷地に異動させた
- こどもに対する加害者の行動に見受けられる、こどもを対象とした性的虐待の兆候を認識することを怠った—兆候の例としては、以下のようなものがあります：
 - そのこどもと二人きりで時間を過ごす
 - そのこどもに贈り物やプレゼントをあげる
- 加害の疑いをかけられた者とこどもの間の管理・監督されない状態での接触・通信を許した
- 挙げられた懸念に対してなんの措置も取らない
- こどもに対する性的虐待の疑いについて、組織内の上司など立場が自分より上の者への報告も、警察への通報も行わなかった
- こどもと接する従業員がブルー・カードを取得しているかどうかの確認を含む、なんらかの[こどものリスク削減戦略](#)を導入していない

その他の情報

以下のサービスでは、被害者のための支援や情報、アドバイスを提供しています：

- [クイーンズランド州被害者支援局 \[Victim Assist Queensland\]](#)
- [キッズ・ヘルプライン \[Kids Helpline\]](#)—電話 1800 55 1800
- [アボリジニおよびトレス海峡諸島民 ファミリー・ウェルビーイング・サービス \[Aboriginal and Torres Strait Islander Family Wellbeing Services\]](#)

